

消費税率引上げに伴う介護報酬の改定等について

令和元年10月から、消費税率引き上げに伴い、介護報酬の改定が行われる予定です。そのため、令和元年10月以降提供分については、改定後の単位数により請求を行っていただきますようお願いいたします。改定後の単位数は、NAGOYAかいごネット（URL：<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/kaisei/index.html>）に掲載しています。

1 区分支給限度基準額の改定について

介護報酬の改定に合わせ、1～3割負担で利用できる在宅系サービス等の利用限度額（区分支給限度基準額）も次のように令和元年10月から引き上げられますが、これに伴う介護保険被保険者証の差し替えは行いませんので、改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えてください。

【利用限度額（1カ月あたり）】

区 分	現行（9月30日まで）	改定後（10月1日から）
事業対象者	5,003単位	5,032単位
要支援1	5,003単位	5,032単位
要支援2	10,473単位	10,531単位
要介護1	16,692単位	16,765単位
要介護2	19,616単位	19,705単位
要介護3	26,931単位	27,048単位
要介護4	30,806単位	30,938単位
要介護5	36,065単位	36,217単位

2 食費・居住費（滞在費）の標準的な費用額と負担限度額について

施設及び短期入所サービスを利用した際の食費・居住費（滞在費）の標準的な費用額（基準費用額）も引き上げられる予定ですが、負担限度額認定証が交付されている方の負担限度額に変更はありません。

3 特定福祉用具購入費、住宅改修費の利用限度額について

特定福祉用具購入費の限度額（1年度あたり10万円）及び住宅改修費の限度額（20万円）については、変更ありません。

4 利用者への説明について

介護報酬の改定及び基準費用額の引き上げに伴う料金の変更について、利用者への説明を十分に行うようお願いいたします。説明にあたっては、文書を用いて丁寧に行い、トラブル防止のため、文書で同意を得ることが望ましいと考えられます。文書で同意を得ない場合は、利用者へ説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録して残しておく等の対応をお願いいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業について

1 本市独自サービスへの参入について

本市独自の介護予防・生活支援サービスである、生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの指定状況は下記のとおりです。

今後も利用者が増加することが予想されますので、更なる参入をお待ちしております。指定申請の手続き等に関しては「NAGOYA かいごネット」にてご案内を行っております。

(令和元年6月1日時点)

サービス種別	生活支援型 訪問サービス	ミニデイ型 通所サービス	運動型 通所サービス
指定件数	308件	62件	141件

2 本市のサービス種別とサービス種類コードについて

予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービスのみなし指定が平成30年3月31日で終了したことに伴い、平成30年4月1日からの各サービスの種別とサービス種類コードは以下のとおりです。

<本市のサービス種別とサービス種類コード（平成30年4月～）>

サービス種別	サービス 種類コード	対象事業者
予防専門型訪問サービス	A2	予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
生活支援型訪問サービス	A3	生活支援型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
予防専門型通所サービス	A6	予防専門型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者
ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス	A7	ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者

※ 共生型サービスについては、別途「NAGOYA かいごネット」に掲載

3 総合事業QAについて

事業者の方からよくいただく質問について、QAにまとめたものを「NAGOYA かいごネット」に掲載（※）しています。内容も随時追加していきますので、定期的にご確認いただくようお願いします。

※ 「事業者向け>総合事業・いきいき支援センター関係>総合事業」

令和元年10月以降の介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定（予定）

1 報酬改定の内容

① 予防専門型訪問サービス、予防専門型通所サービス

	区分	改正前	改正後
予防専門型訪問サービス（1月あたり）	週に1回程度	1, 168単位	1, 172単位
	週に2回程度	2, 335単位	2, 342単位
	週に2回程度超	3, 704単位	3, 715単位
予防専門型通所サービス（1月あたり）	週に1回程度	1, 647単位	1, 655単位
	週に2回程度以上	3, 377単位	3, 393単位

※ このほか、訪問介護・通所介護と同様、介護職員等特定処遇改善加算も創設されます。

② 基準緩和型サービス（生活支援型、ミニデイ型、運動型）

	区分	改正前	改正後
生活支援型訪問サービス（1月あたり）	週に1回程度	940単位	944単位
	週に2回程度	1, 880単位	1, 888単位
	週に2回程度超	2, 820単位	2, 832単位
ミニデイ型通所サービス（1月あたり）		1, 386単位	1, 395単位
運動型通所サービス（1回あたり）		230単位	232単位

③ 介護予防ケアマネジメント

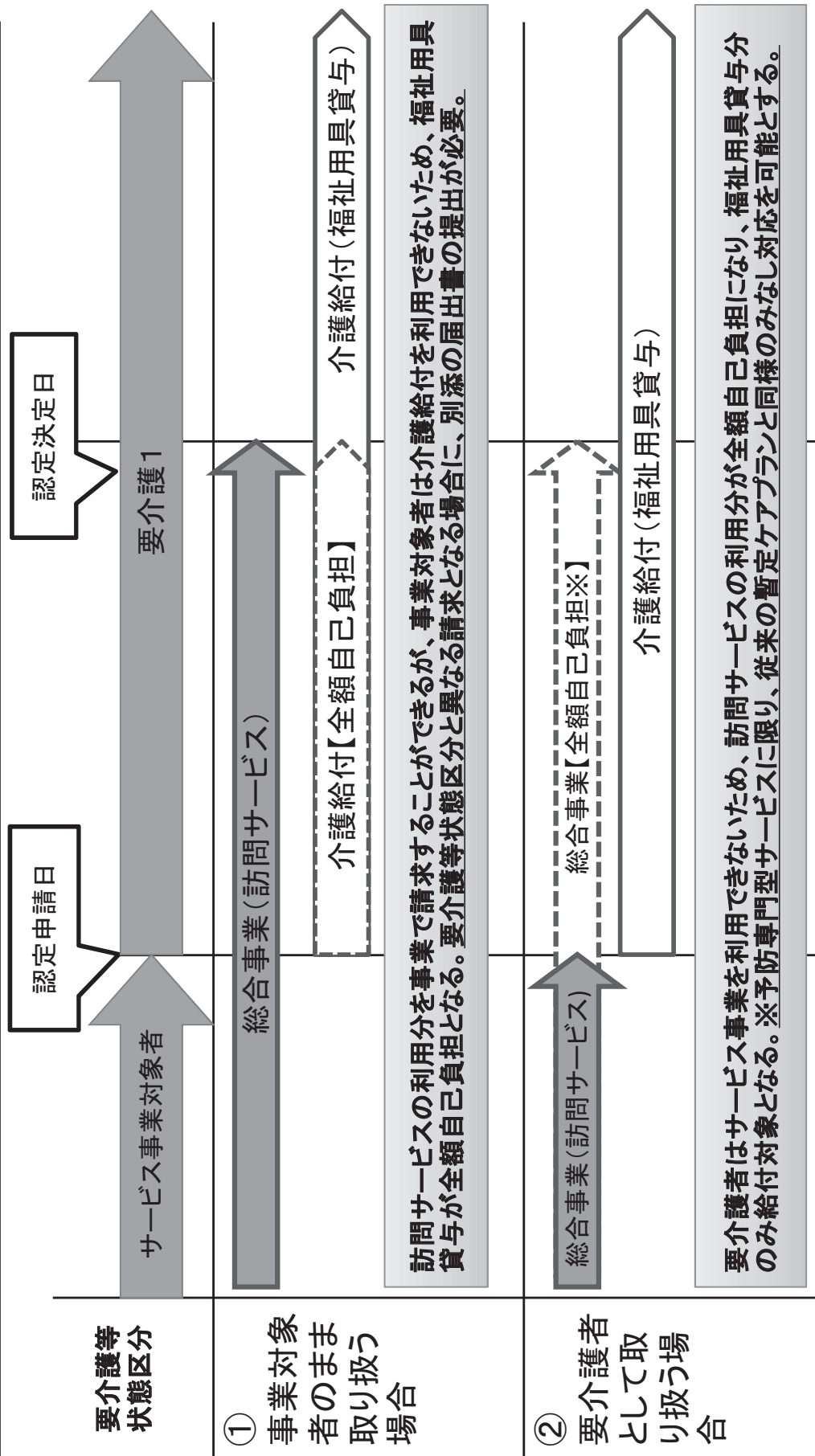
区分	改正前	改正後
介護予防ケアマネジメントA、B（1月あたり）	430単位	431単位
介護予防ケアマネジメントC（1月あたり）	208単位	209単位

2 その他

- ・ 上記のほか、加算については特段変更ありません。

総合事業ガイドライン案に係るQ&Aについて 平成27年3月31日介護保険最新情報vol.450

基本チェックリストによる事業対象者が訪問サービスを利用していましたが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、訪問サービスの利用分は全額自己負担になるのか。【第4 サービス利用の流れ 問4】 ※表現の若干の修正有り



(宛先) 名古屋市 区長

要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書

私は、以下の要介護認定有効期間の開始日以降、介護給付サービスを利用するまでの間に利用した介護予防・生活支援サービス事業費の支給を希望しますので届出します。

<申請者>

被保険者番号

1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氏名 介護 太郎

住所 名古屋市〇〇区〇〇町△△

<要介護認定有効期間>

平成28年10月20日 ~ 平成29年4月30日

<認定有効期間中の総合事業サービス利用期間>

平成28年10月20日 ~ 平成28年11月19日

<介護サービス利用開始(予定)日>

平成28年11月20日

窓口に来られた方(郵送の場合、ご本人が来所された場合は記入する必要はありません。)

住所

氏名

[被保険者との関係 家族・事業者・その他 ()]

総合事業の日割り算定について【補足資料】

総合事業の月額包括報酬の日割り算定につきましては、以下の取扱いとなります。なお、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」のとおり、いきいき支援センターにおいて標準的な取扱いが定められておりますのでご承知おきください。

①月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。

6/1	6/10 契約日	6/20 利用開始予定日	6/30
-----	----------	--------------	------

例) 起算日を 6/20 利用開始予定日とした場合
予防専門型通所サービス：日割単位数×11日（起算日からの日数）

※利用者と事業所との合意を前提に、利用開始予定日を起算日として日割り算定を行う。
※上記の例において、利用者の都合等により実際には 7 月から利用を開始し、6 月中に利用実績がない場合は、6 月分は報酬を算定せず、7 月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

②月の途中より総合事業サービスの間で利用サービスを切り替えた場合

例) 予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合

- ・ミニデイ型通所サービスについては、ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。
- ・予防専門型通所サービスについては、上記の起算日の前日までの日数で日割り算定を行う。

6/1	契約解除日	6/10 契約日	6/20 利用開始予定日	6/30
-----	-------	----------	--------------	------

予防専門型通所サービス → ミニデイ型通所サービス

例) 起算日を 6/10 契約日とした場合
予防専門型通所サービス：日割単位数×9日（起算日の前日までの日数）
ミニデイ型通所サービス：日割単位数×21日（起算日からの日数）

※厚労省事務連絡の表下に記載のとおり「※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。」ことから、予防専門型通所サービスとミニデイ型通所サービスの日数の合計を、6 月であれば 30 日としなければならない。

質問や意見等について

【質問】

● 「新しい総合事業」の日割り算定について

NAGOYAかいごネットに平成 28 年 6 月 8 日付けで掲載された介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る Q & A の No. 7 において、月額包括報酬の日割り算定では、「契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えない。」と記載されているが、29 の各いきいき支援センターにおいて対応を統一したいと考えている。下記の内容を、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いとしても良いか。

<新しい総合事業の日割り算定における契約日の取扱いについて>

- ・原則、契約書内の契約期間に利用開始予定日を記入し、その日を「契約日」とみなして日割り算定を行う。
- ・契約書内に契約期間の記載のない場合は、サービス担当者会議などの場で、利用者と事業者が合意のうえで利用開始予定日を決め、それを「契約日」とみなして、ケアプラン・利用票に反映させる。
- ・結果として、利用開始日が変更となっても、日割りの算定開始日（契約日）は変更しない。

～いきいき支援センター事務局～

特に問題ありません。ただし、上記の内容はいきいき支援センターにおける標準的な取扱いであるため、個々のケースにおいて、利用者と事業所の合意を図ったうえで、対応していただくようお願いします。

上記内容に係る想定 Q A

【質問】

上記の標準的な取扱いの説明をしたうえで、事業所から、利用者との契約日を起算日としたいとの申し出があった場合はどのように対応すれば良いか。

厚労省事務連絡には契約日を起算日とする旨が示されていること、及び上記の標準的な取扱いは利用者と事業所の合意が前提であることから、質問のケースでは利用者との契約日を起算日として対応することになります。

【質問】

既に契約を交わし、利用者に対して費用等の説明を終えている場合に、上記の標準的な取扱いを遡って適用する必要があるか。

質問のケースにおいて、契約日や契約書内の契約期間を起算日として対応している場合には、遡ってやり直す必要はありません。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) 	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) 	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) 	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1) 	入所日の前日
<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 		終了日	
<ul style="list-style-type: none"> ・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。 		-	

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。
 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

総合事業における通所サービスの利用期間等について【改定】

2019年1月23日

ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの利用期間等につきまして、下記のとおり、お取り扱いいただきますようお願いいたします。

※ 2017年5月15日掲載記事から、『4（2）「ミニデイ型利用終了後の運動型利用」及び「運動型利用終了後のミニデイ型利用」について』の内容を変更しております。

変更事項は、ミニデイ型及び運動型を再利用する場合の取り扱いについて、ただし書きを加え明記した点です。なお、取り扱いについて当初から変更してはおりませんが、取り扱いの誤りが生じやすいと考えられるので注釈を加えました。

1 ミニデイ型通所サービスの利用可能期間について

原則、週1回の実施で、24回目の属する月の末日までを利用可能期間とする。

（目安：1クールは3か月・12回実施、2クールは6か月・24回実施）

また、クール途中から参加する場合、次のクールを1クール目とすることができる。

※ サービス計画時において、事業所の都合により6か月以内に24回以上のサービス提供を計画できない場合に限り、24回目の属する月の末日まで利用可能期間を延長することができる。よって、24回目が6か月を超えることも想定される。

※ 利用者の都合による利用期間の延長は認めない。

※ 利用者が欠席した日のプログラム補講は原則として実施しないこととしているが、事業者の判断で補講を実施する場合は、運営規程で定めた利用定員、営業日等の範囲内で実施する。

例1) 初回から参加の場合

・開始日：7月3日の場合（24回目を12月に設定）

利用可能期間：7月3日～12月31日

・開始日：7月25日の場合（24回目を1月に設定）

利用可能期間：7月25日～1月31日

例2) 途中から参加の場合（途中参加日：8月1日）

利用可能期間：8月1日～3月31日

クールA	クールB	クールC
7/3～9/30	10/1～12/31	1/1～3/31
利 用 可 能 期 間		
8/1～	1クール目	2クール目

2 運動型通所サービスの利用可能期間について

利用開始日から、利用開始日の6か月後まで（24回以上）

※ サービス計画時において、事業所の都合により6か月以内に24回以上のサービス提供を計画できない場合に限り、24回に達するまで利用可能期間を延長すること。

※ 利用者の都合による利用期間の延長は認めない。

※ 事業開始後の利用期間の延長は認めない。

例) 利用可能期間：7月3日 ～ 翌年1月2日

3 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の再利用可能時期について

基準緩和型通所サービス（ミニデイ型、運動型）利用終了後、当該サービスを再利用する場合は、いずれの基準緩和型通所サービス（ミニデイ型、運動型）も利用していない期間が連続6か月を経過した時点から可能（サービスを利用していない期間6か月を挟まなければならない）とする。なお、予防専門型通所サービス利用後、ケアマネジメントの結果、利用者の心身の状態の変化により基準緩和型サービスを利用する場合は、利用していない期間を制限しないものとする。

例) ミニデイ型利用終了日：11/30の場合
(例はミニデイ型だが、運動型も同様の考え方)

①	～ 11/30 ミニデイ	12/1 ～ 5/31 利用なし	6/1 ～ ミニデイ
②	～ 11/30 ミニデイ	12/1 ～ 4/30 予防専門型	5/1～ ミニデイ

4 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の利用継続について

(1) 「ミニデイ型利用終了後のミニデイ型利用」及び「運動型利用終了後の運動型利用」について

「3 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の再利用可能時期について」の例のように、連続利用を不可との取り扱いとする。

(2) 「ミニデイ型利用終了後の運動型利用」及び「運動型利用終了後のミニデイ型利用」について

基準緩和型通所サービス（ミニデイ型、運動型）の利用が初めての場合、サービス終了時における基本チェックリストの結果、「事業対象者」の基準に該当しており、介護予防ケアマネジメントにおいても必要性が認められる場合は、当分の間、当該サービスの利用後に続けて他の基準緩和型通所サービスを利用可との取り扱いとする。ただし、基準緩和型通所サービス（ミニデイ、運動型）再利用の場合については、「3 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の再利用可能時期」のとおり、いずれの基準緩和型通所サービス（ミニデイ型、運動型）も利用していない期間が連続6か月経過した場合でないと、利用不可との取り扱いとなる。なお、この取扱いは、同一事業所の利用に限らないので、過去の利用状況についても踏まえるものとする。

例) ミニデイ型利用終了日：11/30の場合（例はミニデイ型を起点にしているが、運動型も同様の考え方）
以下は、算定可及び算定不可の例。

○	～11/30 ミニデイ	12/1 ～ 5/31 運動型	6/1 ～ 11/30 利用なし	12/1 ～ 5/31 ミニデイ(再)	6/1 ～ 11/30 利用なし	12/1～ 運動型(再)
○	～11/30 ミニデイ	12/1 ～ 5/31 利用なし	6/1 ～ 11/30 ミニデイ(再)	12/1 ～ 5/31 運動型	6/1 ～ 11/30 利用なし	12/1～ 運動型(再)
×	～11/30 ミニデイ	12/1 ～ 5/31 運動型	6/1 ～ 11/30 利用なし	12/1 ～ 5/31 ミニデイ(再)	6/1～ 運動型(再)	

お問い合わせ

名古屋市健康福祉局

地域ケア推進課地域支援係

電話：052-972-2540 E-Mail：a2540@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

＜介護予防改善加算＞

内 容																																																	
区分																																																	
概要	利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算するもの																																																
対象サービス	・ミニデイ型通所サービス ・運動型通所サービス																																																
算定要件	<p>「心身の状態の改善」とは、ミニデイ型通所サービスは以下の①を、運動型通所サービスは以下の①と②の両方を満たすことをさす。</p> <p>① 基本チェックリストのNo.1 からNo.20 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より減少していること</p> <p>② 基本チェックリストのNo.6 からNo.10 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より増加していないこと</p> <p>また、運動型通所サービスはサービス提供終了日から1 か月間、ミニデイ型通所サービスはサービス終了月から翌月末までは、他の通所サービスを利用しなくとも、改善された心身の状態が維持できることを要件とする。</p>																																																
単位数	<p>【50 単位×利用月数】をサービス終了月に加算（利用月数の上限は6月）</p> <p>例) ① 6 か月利用して状態改善して終了：50 単位×6 月→300 単位</p> <p>② 3 か月利用して状態改善したので、利用可能期間の途中であるが、サービスを終了：50 単位×3 月→150 単位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="12">① 6/1 利用開始</td> </tr> <tr> <td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td colspan="6">→11 月利用分に 300 単位を算定</td> </tr> <tr> <td colspan="12">② 6/1 利用開始</td> </tr> <tr> <td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td colspan="6">→8 月利用分に 150 単位を算定</td> </tr> </table>	① 6/1 利用開始												6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	→11 月利用分に 300 単位を算定						② 6/1 利用開始												6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	→8 月利用分に 150 単位を算定					
① 6/1 利用開始																																																	
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	→11 月利用分に 300 単位を算定																																											
② 6/1 利用開始																																																	
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	→8 月利用分に 150 単位を算定																																											
その他留意点	<p>以下の理由によりサービスを終了した者は、算定要件を満たしている場合でも加算を算定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体状態等の悪化により、通所が困難になった場合 ・介護保険の認定申請の結果、要介護状態に認定された場合 ・本人が死亡した場合 ・その他、サービスを終了する理由が不明なものや把握が困難な場合 																																																

<評価加算>

区分	内容																								
概要	サービス提供開始日から3か月経過時及び6か月経過時において、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するための評価を実施した月に所定の単位数を加算するもの																								
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・運動型通所サービス 																								
算定要件	<p>所定の評価項目について評価を実施した場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【所定の評価項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主観的健康感 ・基本チェックリスト ・転倒リスクアセスメント ・体力測定【・開眼片足立ち ・歩行能力 ・握力 ・TUG (Time Up & Go) ・その他】 </div>																								
単位数	<p>【230 単位】 を評価実施月に加算</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">6/1 利用開始</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">6 月</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">7 月</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">8 月</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">9 月</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">10 月</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">11 月</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">11/30 利用終了予定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 8 月利用分に <u>230 単位</u> を算定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 11 月利用分に <u>230 単位</u> を算定</td> </tr> </table> </div>	6/1 利用開始	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	11/30 利用終了予定								→ 8 月利用分に <u>230 単位</u> を算定								→ 11 月利用分に <u>230 単位</u> を算定
6/1 利用開始	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	11/30 利用終了予定																		
							→ 8 月利用分に <u>230 単位</u> を算定																		
							→ 11 月利用分に <u>230 単位</u> を算定																		

『介護予防・日常生活支援総合事業における状態像の目安の見直しについて』

平成 28 年 6 月から開始しました介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、「予防専門型訪問サービス」及び「予防専門型通所サービス」の利用対象となる方の「状態像の目安」を示し、事業を実施してきました。

今般、事業の実施状況を検証した結果、「状態像の目安」が曖昧といった意見等から、より客観的で分かりやすい内容に変更し、心身の状態に応じた適切なサービスを案内するため「状態像の目安」を平成 29 年 5 月 1 日より下記のとおり見直しましたので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

【見直し後の状態像の目安】

各サービスについて、状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

区分等		見直し後	見直し前
予防専門型訪問サービス	状態像の目安	①身体介護が必要な方 ②日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方 ③精神疾患等の疾病があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある方 ④退院直後や骨折の治療中など、一時的に予防専門型訪問サービスが必要な方	① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防訪問介護」を利用していた方） ②身体介護が必要な方 ③専門職による見守りが必要な方（退院直後や自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時支援できる状態で行う見守り等） ④その他①から③までの状態像に準ずる方
	基準	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上 ②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上 ③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。 ④利用期間は、最大3ヶ月を上限に治癒するまでの期間とする。	状態像の目安に対する基準の定めはなし
予防専門型通所サービス	状態像の目安	①疾病により歩行に支障があり、送迎が無いとサービスが利用できない方。 ②日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方 ③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方 ④通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方	①継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防通所介護」を利用していた方） ②通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方 ③転倒の既往（過去1年以内に1回以上）がある等、転倒の危険性が高いことにより、閉じこもりがちで、通所サービスを利用するにあたり送迎が必要な方 ④その他①から③までの状態像に準ずる方
	基準	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上 ②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上 ③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。 ④認定調査票が下記項目の結果のいずれか該当していること ・「洗身」が「一部介助」以上に該当 ・「排尿・排便」が「見守り等」以上に該当 ・「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」以上に該当	状態像の目安に対する基準の定めはなし

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」指定事業所の 空き状況に関する情報の提供について

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」の円滑な利用案内のため、NAGOYAかいごネットにおいて、各指定事業所の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）に関する情報を29年4月より提供しています。

指定事業所においては、空き状況を所定の様式にて事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへご報告いただきますようお願いいたします。

1 提供方法

毎月末、NAGOYAかいごネットに、「生活支援型訪問サービス」、「ミニデイ型通所サービス」の指定事業所すべてについて、翌月および翌々月の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供します。（下表太枠内）

No.	事業所情報					通常の事業の実施地域													4月の事業所空き状況					5月の事業所空き状況											
	介護保険事業所番号	法人(個人)名	事業所名	事業所所在区	事業所所在地	事業所電話番号	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
23A01 *****	*****	*****	千種	**町**-**-*	052- **- *****	○	○					○									○		-	△	○	○	×	-	-	△	○	○	○	△	-
23A02 *****	*****	*****	東	**町**-**-*	052- **- *****		○				○	○											-	○	○	○	○	問	-	○	○	○	○	○	×

2 調査方法

指定事業所から毎月15日までに、事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへ翌月および翌々月の空き状況をFAXで報告をいただきます。

※報告様式は次頁「事業所空き状況について」をご確認ください。

(NAGOYAかいごネットからダウンロードできます)

《受け入れ状況の目安》

○：十分空き有り △：少し空き有り ×：空きなし
問：問い合わせ可 ー：休業日 空白：情報なし

※上記は、受け入れ状況を記入する際の目安としてお考えください。現利用者状況のほか、事業所の都合等も勘案いただき、新規利用者の受け入れ可能状況を記入していただければ結構です。

3 報告にあたっての留意点

- (1) 毎月の報告にご協力をお願いします。ただし、当面の間、新規利用者の受け入れを行わない事業所については「その他特記事項」にその旨を記載いただければ、変更がない限り毎月の報告は不要です。
- (2) 報告する時点で把握できているおおよその受け入れ状況で構いません。次月の報告時まで受け入れ状況に変化があったとしても訂正の連絡は不要です。
- (3) 報告がない場合、事業所の受け入れ状況は情報なし（空白）として取り扱います。

() 区 () 部
いきいき支援センター あて
FAX :



事業所名
FAX :

令和 年 月 日

事業所空き状況について

生活支援型訪問サービス ・ ミニデイ型通所サービス につきまして、翌月分、翌々月分の事業所における空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供いたします。

①空き状況 【 生活支援型訪問サービス・ミニデイ型通所サービス 】

※ NAGOYA かいごネット掲載情報

	日	月	火	水	木	金	土
() 月分							
() 月分							

《空き状況の目安》

- 【○：十分空き有り】 【△：少し空き有り】 【×：空きなし】 【問：問い合わせ可】
- 【－：休業日】 【空白：情報なし】

②その他特記事項

「①空き状況」で伝えきれない事業所情報等があれば、下表にご記入ください。

※ NAGOYA かいごネット非掲載情報

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントマニュアルの改訂について

1 改訂の経緯

名古屋市では平成 18 年の介護予防制度が開始されて以降、大きな改訂が行われておらず、平成 28 年から実施された介護予防・日常生活支援総合事業においても対応されていない状況であり、標準的な取り扱いが不明確な状況となっていました。

そのため、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント双方に対応し、介護予防支援事業所（いきいき支援センター）及び委託を受けた居宅介護支援事業所が標準的な取り扱いが行えるよう介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかるマニュアルを改訂いたしました。

2 マニュアルについて

改訂後のマニュアルに関しましては、「NAGOYAかいごネット」（以下のアドレス）にて掲載をしております。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/center/>

3 改訂のポイント

- ①介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施における業務及び書類の流れが把握しやすいよう一覧にしました。
- ②評価表の作成時期について、3～6 か月で一律定められていた評価時期を、サービス実施内容等に合わせて設定できるようにしました。これに伴い、介護予防支援・第 1 号介護予防支援重要事項説明書（兼契約書）も変更します。
- ③暫定プランの取り扱いについて、パターン別の対応方法を明記しました。

4 評価時期の変更の適用時期について

「2 改訂のポイント」②における評価表の作成時期については、令和元年 10 月より適用することとします。

名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課地域支援係
TEL : 972-2549、FAX : 955-3367
メールアドレス : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

認知症高齢者グループホーム居住費助成について

1 概要

認知症高齢者グループホームに入居する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費の一部助成を行うもの。(平成30年1月制度開始)

2 対象者

名古屋市の被保険者で、以下の①～③のすべての要件に該当する方。

所得要件	<u>①市町村民税非課税世帯で、②本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（*）の合計が80万円以下であること</u> ※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること
資産要件	<u>③預貯金等が一定額以下（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）であること</u>

※生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については助成対象外

*「合計所得金額」とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額をいう。なお、ここでは、年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となる。

3 助成額

居住費（家賃・光熱水費）について、月額20,000円を上限として助成する。

4 助成のながれ

- ①助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、交付された助成認定証を、利用する認知症高齢者グループホーム事業所へ提示する。
- ②助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とする。

5 その他

グループホーム事業者が必要な手続き等については、NAGOYA かいごネットに掲載（事業者向け）介護保険事業者の指定・登録 - 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

生活援助を一定回数以上位置付けたケアプランの届出について

1. 概要

先の制度改正において、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成 30 年 10 月 1 日以降に作成（新規・更新）または変更（「軽微な変更」を除く。）した居宅サービス計画（ケアプラン）について、訪問介護における生活援助中心型サービスを国が定める回数以上位置づける場合、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出ることとなりました。

2. 対象となるプラン

ケアプランを作成または変更した時点で、訪問介護において以下の回数以上の「生活援助」（生活援助を単体で行うもののみを指し、1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在するものを除く。）を位置づけたもの。

（1月あたりの回数）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27	34	43	38	31

3. ケアプランの検証方法

提出のあったケアプランは、介護支援専門員が適切なケアマネジメントがされているかを確認し、ケアプランを作成した介護支援専門員に対し、電話または対面にて内容の聞き取りを行い、必要に応じて指導を行います。

4. ケアプランの提出

（1）提出物

本市被保険者全員分（当該月分）のケアプラン（第1表～第4表及び第6表・第7表）及びアセスメント表（基本情報を含む。）

（生活援助の必要性を記載した箇所は色を塗るなど、わかりやすく表示して下さい。）

（2）期限

該当するケアプランがある場合、利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに自主的に提出して下さい。

（3）提出方法等

提出方法：郵送

提出先：名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2594

令和元年度介護サービス情報公表について

介護保険法115条の35により、介護サービス事業者は介護サービス情報を年1回以上、名古屋市に報告する必要があります。

「2 情報公表制度の報告対象事業所」に該当する事業所は、「1 情報公表制度の報告について」のとおり介護サービス情報について報告してください。

1 情報公表制度の報告について

(1) 報告方法

インターネット上の介護サービス情報公表システムの報告用ページから報告してください。

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/>)

※IDは事業所番号です。

※パスワードは前回報告時（事業所でパスワードを変更された場合はそのパスワード）のものになります。

パスワードを忘れた場合につきましては、名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課あてにメール (a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp) で、件名「パスワード問い合わせ」とし、本文に「事業所番号」、「事業所名」、「サービス種別」を記載してお問い合わせください。電話での回答はできません。

(2) システムの操作方法について

操作方法については、介護サービス情報公表システム内の操作ガイドを参照してください。

2 情報公表制度の報告対象事業所について

(1) 平成30年12月までに指定を受けた事業所で平成30年の介護報酬額が年間100万円を超える事業所

介護サービス情報公表システムにより令和元年8月30日(金)までに報告してください。

※「基本情報」及び「運営情報」の入力画面で必要事項を入力後、それぞれの画面で「記入した内容をチェックし登録する」を押してください。最後に、「記入メニュー」に戻り「この内容で提出する」ボタンを押してください。

※「事業所の特色」及び「指定都市独自項目」は任意項目です。

※記入メニューで基本情報及び運営情報の状況が「提出済」になれば、報告完了です。

※平成30年の年間介護報酬額が100万円以下の事業所は、報告不要です。

(2) 平成31年1月から平成31年4月までの新規指定事業所につきましては、平成30年度の「介護サービス情報公表システム」にて報告いただいておりますが、令和元年度の「介護サービス情報公表システム」での報告も令和元年8月30日(金)までにお願ひします。

(3) 令和元年5月から令和元年8月までの新規指定事業所につきましては、新規指定通知書に同封させていただいたパスワードを使用し、令和元年度の「介護サービス情報公表シス

テム」での報告を**令和元年8月30日（金）**までをお願いします。

(4) 令和元年9月以降の新規指定事業所につきまして、パスワードの郵送時に別途お知らせします。

※(2)から(4)に該当する事業所は「運営情報」の入力は不要です。

※「基本情報」に変更があった場合の修正作業は各事業所において行っていただく必要があります。

3 情報公表調査について

(1) 調査対象事業所

- ① 平成30年1月から平成30年12月までに指定を受けた事業所で前年の介護報酬額が100万円を超える事業所
- ② 平成29年12月までに指定を受けた事業所で調査を希望する事業所
- ③ 実地指導対象事業所（①及び②の事業所等を除く。）
- ④ 報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で、市長が調査を実施する必要があると判断した事業所

(2) 調査手数料

上記②については事業者により調査手数料をご負担いただきますが、他については必要ありません。

※ ①と②は指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を実施いたします。後日指定調査機関から連絡がありますので、調査日程の調整をしていただき、調査を受けてください。

4 調査を希望する事業所について(平成29年12月31日までに指定を受けた事業所)

調査を希望し情報を公表する事業所については、公表システムにおいて明示され、他の事業所と区分し公表されます。

また、本市においては、受審済証が発行され、受審済証は事業所内に掲示するなどの活用をすることができます。

なお、**今年度の情報公表調査申込は令和元年6月28日（金）までで締め切りました。**

5 その他

介護サービス情報公表の詳細については、NAGOYAかいごネット（事業所向け）に掲載していますので、確認いただきますようお願いします。

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/disclose/index.html>)

<お問合せ先>名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-4628 FAX：052-972-4147

メール：a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ 電話によるお問い合わせは、9時半～12時、13時～16時半にお願いします。

調査手数料一覧

主たるサービス(●印)と同類型の予防サービス等に関し複数の調査が同時に行われる場合には、当該複数の調査を1件とする。

	サービス種別	手数料
調査 手 数 料	●訪問介護 ○夜間対応型訪問介護 ●訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護 ●訪問看護 ○介護予防訪問看護 ○療養通所介護 ●訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1件につき 23,100
	●福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○特定介護予防福祉用具販売 ●居宅介護支援	1件につき 22,500
	●通所介護 ○地域密着型通所介護 ○療養通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ●通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション ○療養通所介護	1件につき 23,700
	●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
	●特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
	●認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護	
	●小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ●看護小規模多機能型居宅介護	
	●介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護 ●介護老人保健施設 ○短期入所療養介護(介護老人保健施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設) ●介護療養型医療施設 ○短期入所療養介護(介護療養型医療施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	

介護サービス情報の公表制度の仕組み

【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）

